2　前項の確認を受けようとする者は、ばら積み固体貨物確認申請書（第二号の二様式）を当該固体貨物の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

3　地方運輸局長は、第一項の確認をしたときは、ばら積み固体貨物確認書（第二号の三様式）を申請者に交付する。

第十五条の三中「（ただし書を除く。）」を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　前条第三項のばら積み固体貨物確認書の写し（同条第一項各号に規定する物質を運送する場合及び本邦外の地で船積みする場合を除く。）

第十五条の三に次の一号を加える。

五　固体貨物の静止角

第十五条の三の次に次の二条を加える。

（積載方法）

第十五条の三の二　固体貨物は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める積載の方法に限り、旅客船以外の船舶にばら積みして運送することができる。

一　本邦内の地で第十五条の二の三第一項各号に規定する固体貨物を船積みする場合　告示で定める積載の方法

二　本邦内の地で前号以外の固体貨物を船積みする場合　地方運輸局長の確認を受けた積載の方法

三　本邦外の地で第十五条の二の三第一項各号に規定する固体貨物（積載方法に関する証明書を要する物質として告示で定めるものを除く。）を船積みする場合　告示で定める積載の方法

四　本邦外の地で前号以外の固体貨物を船積みする場合　船積み地を管轄する外国政府の規則に従つた積載の方法

（ばら積み固体貨物積載証明書）

第十五条の三の三　地方運輸局長は、前条第二号の固体貨物及び同条第三号の証明書を要する物質として告示で定める固体貨物をばら積みして運送する船舶の船長に対し、その者の申請によりばら積み固体貨物積載証明書（第二号の四様式）を交付するものとする。

2　ばら積み固体貨物積載証明書の交付を受けようとする者は、ばら積み固体貨物積載証明書交付申請書（第二号の五様式）を地方運輸局長に提出しなければならない。

3　ばら積み固体貨物積載証明書の交付を受けた船長は、固体貨物をばら積みし、及び運送する間、当該証明書を船内に保管しておかなければならない。

4　貨物の船積み地を管轄する外国政府からばら積み固体貨物積載証明書に相当する証明書の交付を受けた船長は、固体貨物をばら積みし、及び運送する間、当該証明書を船内に保管しておかなければならない。

第十五条の四中「固体貨物」を「船舶に固体貨物」に改め、同条に次の一号を加える。

三　多層甲板船において、下部船倉にのみ貨物を積載する場合には、可能な限り重量の負担が均等になるようにすること。

第十五条の五に次の一項を加える。

2　甲板間に自然発火するおそれのある固体貨物をばら積みして運送する場合には、下部船倉のハッチを閉鎖しなければならない。

第十五条の五の次に次の二条を加える。

（通風装置）

第十五条の五の二　第十五条の三の二各号の積載方法において通風が必要とされた固体貨物をばら積みして運送する船舶の通風装置は、積載場所から居住区域（船舶防火構造規則第二条第十四号の居住区域をいう。）、業務区域（同令第二条第十六号の業務区域をいう。）及び制御場所（同令第二条第二十二号の制御場所をいう。）に有毒なガス又は蒸気が侵入しないように配置しなければならない。

（粉じんの処理）

第十五条の五の三　船舶に固体貨物をばら積みして運送する場合には、積載場所の密閉その他の粉じんの飛散を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第十六条中「浮遊選鉱により得られる精鉱その他の航行中に液状化するおそれのある微細な粒状物質であつて国土交通大臣が定めるものをいう。以下同じ。）」及び「及びばら積みして運送する液状化物質の質量が第十九条の規定を適用した場合において定まる乾げんに対応する排水量の一パーセント以下の場合」を削る。

第十六条の二の見出しを「（資料の提出等）」に改め、同条中「（ただし書を除く。）」を削り、「次条第四項に規定する運送許容水分値測定表及び水分測定表（荷送人が原本の記載と相違ないことを証明したこれらの書類の写しを含む。同条第五項において同じ。）」を「次の各号に掲げる資料」に改め、同条に次の各号を加える。

一　次条第四項に規定する運送許容水分値測定表及び水分測定表（荷送人が原本の記載と相違ないことを証明したこれらの書類の写しを含む。次項及び次条第五項において同じ。）

二　ばら積みされる液状化物質が水分値の高い層を形成する可能性を示す書類

第十六条の二に次の一項を加える。

2　液状化物質を二以上の場所にばら積みする場合には、前項第一号に規定する資料は、積載場所毎に作成しなければならない。ただし、積載される液状化物質が全て同一の物質である場合は、この限りでない。

第二十八条を削る。

第二十八条の二中「固体化学物質を船舶に」を「船舶に固体化学物質を」に改め、「（ただし書を除く。）」を削り、同条を第二十八条とし、同条に次の各号を加える。

一　貨物から発生する可能性のある毒性ガス又は可燃性ガス

二　貨物の可燃性、毒性、腐食性及び酸素欠乏性

三　貨物の自己発熱特性、荷繰りの必要性

四　水と接触した場合の可燃性ガスの排出についての特性

五　放射特性の有無

六　その他当該固体化学物質の化学的性質

第二十八条の次に次の一条を加える。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の準用）

第二十八条の二　危険物船舶運送及び貯蔵規則第五条（第五項を除く。）、第五条の八の二、第二十二条、第三十八条及び第二百三十九条の規定は、固体化学物質をばら積みして運送する場合に、これを準用する。

第二十三条中第六項を第八項とし、第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3　第十五条の二の三第一項の確認を受けようとする者（国等を除く。）は、一万六千三百円（電子情報処理組織により確認の申請をする場合にあつては、一万六千二百円）の手数料を納めなければならない。

4　第十五条の三の三第一項によるばら積み固体貨物積載証明書の交付を受けようとする者（国等を除く。）は、二千九百五十円（電子情報処理組織により交付の申請をする場合にあつては、二千八百円）の手数料を納めなければならない。

第三十五条の次に次の一条を加える。

第三十六条　荷送人が、第一条の二の二（固体貨物をばら積みして運送する場合に限る。）、第十五条の三、第十六条の二又は第二十八条の規定に違反して、資料を船長に提出せず、又は虚偽の記載のあるこれらの資料を船長に提出したときは、二十万円以下の罰金に処する。